

鶴岡市立櫛引西小学校
いじめ防止基本方針

令和8年度

鶴岡市立櫛引西小学校

鶴岡市立櫛引西小学校「いじめ防止基本方針」

令和8年度

はじめに

いじめから一人でも多くの子どもを救うためには、子どもを取り巻く大人一人一人が、「いじめは絶対に許されない」、「いじめは卑怯な行為である」、「いじめはどの子どもにも、どの学校でも起こりうる」との意識を持ち、学校、保護者、地域と連携しながら、心豊かで安全・安心な学校になるよう指導を行っていく必要があると考えている。

この方針は、いじめ防止対策推進法（平成25年9月28日施行）及びいじめ防止基本方針（平成25年10月11日策定、平成29年3月14日最終改定）を踏まえ、山形県や鶴岡市で策定された「いじめ防止基本方針」を受けて、いじめ根絶に向けた学校にするよう、教職員はもとより児童・保護者・地域住民が一体となって、それぞれの役割を果たすとともに、実効あるいじめ防止対策を進め、いじめ問題を克服していくものとする。

I いじめの問題に対する基本的な考え方

1 目的

いじめは、全ての児童に関係する問題である。いじめ防止の対策は、全ての児童が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを目的として行わなければならない。

本校の基本方針は、いじめの防止、早期発見、いじめへの対処、地域や家庭・関係機関との連携を、より実効的なものにするため、以下について取り組みを定める。

- ① 学校における組織体制の見直しを図る。
- ② いじめへの組織的な対応（未然防止、早期発見、早期対応）
- ③ ネット上のいじめへの対応
- ④ 重大事態への対処等に関する具体的な内容や運用
- ⑤ 点検、評価と不断の見直し

2 用語の定義

- (1) 「いじめ」とは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係のある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。」としている。

〈いじめの態様〉

- ① 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
 - ② 仲間はずれ、集団による無視をされる。
 - ③ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
 - ④ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
 - ⑤ 金品をたかられる。
 - ⑥ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
 - ⑦ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
 - ⑧ パソコンや携帯電話（スマートフォンを含む）で誹謗中傷やいやなことをされる。
- ※文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」より

3 関係者の役割・基本姿勢

(1) 学校及び学校の教職員の役割

- ①児童の保護者、地域住民、その他関係者との連携を図り、学校全体でいじめの未然防止及び早期発見に組織的に取り組む。
- ②いじめを受けた児童を徹底して守り通すとともに、早期解消のための組織的かつ適切かつ迅速に対処する。

〈いじめの問題に対する教職員の基本認識〉

- ①「いじめは絶対に許されない」、「いじめは卑怯な行為である」、「いじめはどの子にも、どの学校にも起こりうる」との共通認識を持つ。
- ②「いじめの定義」の共通認識をしっかりとしておく。
※当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているものをいう。
- ③「いじめの態様」の共通認識をしっかりとしておく。
- ④担任等が一人で抱え込まず、組織的に対応する。

(2) 保護者の役割

- ①子の教育について第一義的責任を有し、子に規範意識を養うよう努める。
- ②子がいじめを受けた場合には、適切にいじめから保護する。
- ③学校等が講ずるいじめ防止等のための措置に協力するよう努める。

(3) 地域住民の役割

- ①地域ぐるみで児童を見守り、健やかに成長できる環境づくりに努める。
- ②いじめを発見した場合等には、学校や関係機関に速やかに通報するように努める。

4 いじめ問題等への組織的対応

(1) 「いじめ防止等の対策のための組織」の名称を、**榎引西小いじめ防止対策委員会**とする。

① 構成員

ア) 学校関係者

(校長、教頭、教務主任、自立育成部長、養護教諭、教育相談担当、該当担任)

イ) 校外関係者

(PTA 会長・副会長、教育相談員、学校医、市民福祉課担当、主任児童委員、地区担当
民生児童委員、山添駐在所署員等) **※校外関係者は必要に応じて参集いただく。**

② 取り組み内容

ア) 学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な計画の作成・実行・検証・修正等

- ・いじめを正しく理解し、対応するための校内研修や職員会議、子どもを語る会等の情報提供の機会を設定する。
- ・心のアンケートの実施、教職員用チェックリストの活用、児童・保護者アンケートの実施(年2回:6月及び11月)

イ) 児童の自己有用感を高めるための機会を設定する。

- ・全校朝会での発表、放送による発表、児童会主催行事等

ウ) 学校基本方針の公開と説明

- ・ホームページへ掲載し、各年度の開始時期に学校基本方針の内容を児童、保護者等に説明する。

③ 組織としての対応

ア) いじめの相談・通報の窓口として対応 (教頭)

イ) いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動等に係る情報の収集と記録, 共有
(教育相談担当及び該当担任)

ウ) いじめの疑いに係る情報があった時には, 次の役割分担のとおりとする。

- ・ 緊急会議を開く (教頭)
- ・ いじめの情報の迅速な共有 (教頭・教務主任)
- ・ 関係児童への事実関係の聴取 (担任・自立育成部長)
- ・ 指導や支援の体制・対応方針の決定 (教頭) と保護者との連携 (担任・自立育成部長)

(2) 「いじめ発生等重大事態時の対応組織」の名称を, **榎引西小いじめ問題対応委員会**とする

① 構成員 (1) の構成員に準ずる。

※ いじめの内容に応じて, 市教育委員会と協議のうえ, 上記の組織に加え, 鶴岡市いじめ問題対応委員会より必要な人員の派遣を受け設置する。(EX. 庄内教育事務所と連携を図り, スクールカウンセラー, エリアスクールソーシャルワーカー, 医師, 弁護士等を加える。)

5 関係機関との連携

(1) 教育委員会との連携 (教育相談センター, 青少年育成センターも含む)

① いじめ問題に関する諸情報の提供を受ける。

② いじめ問題発生時において, 解決が困難な事案であり, 連携を必要と判断する場合には, 市教育委員会の助言を受け, 必要な人員の派遣を受ける。

ア) 学校や教員への指導助言を行う職員

イ) 当該児童を含む全校児童の心のケアを専門に行う教育相談員等の派遣

(2) 警察署 (山添駐在所, 生活安全課等), 児童相談所, 医療機関等との連携

① 校外生活上の諸問題等の発見 (山添駐在所) および指導

② 当該児童及び保護者のカウンセリングや諸検査等の実施

(3) 学校相互, 中学校ブロック内小中学校との連携

① 榎引地域小中学校長会, 教頭会, 教務主任会及び生徒指導主任会において, 各校の生徒指導上の情報交換を行う。

II いじめ防止等の基本的施策

1 未然防止の取組

(1) 児童理解に基づくきめ細かな教育の推進

① 児童理解の努力と工夫

児童理解のために下記のことについて努力・工夫をする。

ア) 日常的な会話や観察の他に, 学校組織として定期的なアンケート調査, 個人面談等の手法を取り入れていく。

イ) 学校生活における意欲や満足度の調査を行う Q-U テストを行う。

ウ) 保護者や地域にいじめに関する情報を発信すると同時に, 情報や相談をいただく窓口を周知する。

エ) 担任等が一人で抱え込むことなく, 校長のリーダーシップのもと, 組織として対応できる体制を整える。

オ) 教職員の「危機管理能力」を高める研修を通して, 資質・能力を高めていく。

②個々の児童の人間関係を踏まえた児童理解と学級指導の充実

日常の行動観察や生活記録、Q-Uやアンケート調査等の結果から把握した児童の実態を総合的に分析し、一人一人の気持ちの有り様をきめ細かく捉えていく。また、その背景となることを理解するために必要な事柄を学校組織として共有し、適切な指導・支援に結びつけることで、一人一人の心の安定、居場所づくり、学級内の児童が安心して過ごせる学級づくりを推進する。

(2) 学校の教育活動全体を通じた道徳教育の推進

児童の豊かな情操と道徳心を培い、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度など、心の通う人間関係を構築するための素地を養うことが、いじめの防止につながることを踏まえ、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等を推進していく。

また、道徳教育推進体制を整備し、学校教育全体を通じた道徳教育全体計画・道徳教育年間指導計画の活用と改善を推進していく。

(3) 学校・家庭・地域における「いのち」の教育の推進

①各学年の発達段階に応じた「いのちの教育」の実践

教育活動全体を通じて、「かけがえのない生命の尊さ」と「人と人とのかかわり」や「自らの生き方」の理解につながる教育活動を推進する。また、人権を尊重する気持ちや思いやりの心を育てるために、地域の福祉施設等と連携しながら、福祉教育を推進する。

②家庭における「いのちの教育」

親子の温かいかかわりを通じて、「愛されている」「認められている」等、子どもの自尊心を高めるとともに、生命の尊さについて理解が進められるように働きかけていく。

③地域における「いのちの教育」

地域においては、各家庭・学校との連携・協働を推進し、様々な交流活動等の充実により、自他を尊重する思いやりの心を育てる。また、地域における見守り隊活動等を通じ、子どもたちが安全に安心して生活できる地域づくりを、各家庭・学校と共に推進していく。

(4) 児童会の主体的な活動の推進

本校においても、「いじめは人間として許されない行為である」「いじめを見て見ぬふりをするのもいじめを助長することにつながる」等、児童へのいじめに対する理解を深めるとともに、いじめの防止等に資する児童の自主的な企画及び運営による活動を促進するようはたらきかけていく。

児童会の活動において、あいさつ運動や丁寧な言葉遣い、ルールへの遵守など、校内生活のきまりや心得の大切さを子どもたちが共有し高め合う集団づくりに努め、児童の自己有用感や自己肯定感を高める教育の推進を図る。児童による自発的ないじめ防止の取り組みを促すため、委員会活動を中心とした児童の自主的な企画、運営による様々な活動（縦割り遊び、長縄大会や得意なこと発表会等）を促進する。

(5) 教員等の資質能力の向上

①生徒指導に関わる資質・能力の向上

生徒指導を十分に機能させるため、自己存在感を与え、共感的人間関係を育成し、自己決定の場を与え、自己の可能性の開発を援助することに留意した指導を学校の教育活動全体を通じて行う。その中で、児童の人間関係を慎重に見抜く危機意識、すなわち「いじめの芽」に気づく洞察力を高め、発覚したいじめについて確実に解消していくため「いじめの根っこ」を改善する指導の在り方や、いじめの未然防止に向けた学級経営について研修機会等を設定し、教職員の資質向上につながるよう取り組みを行う。

また、授業改善に努め、授業を通して児童一人一人に自己肯定感を持たせ、心の安定を

図る。

②特別支援教育，生徒指導に係る研修会への積極的な参加

特別支援教育コーディネーターの他に，管理職，学級担任等の教員が教育委員会主催の各種講座に参加し，高い専門性，障がいの特性に応じて対応ができる資質能力の育成を図る。

○鶴岡市特別支援教育講座

特別支援教育に関する内容に加え，いじめ問題やQ-Uの活用に関する講座を開設。

○鶴岡市教育講演会

市全体の教育振興を図るための講演内容。年1回実施。

○鶴岡市夏季研修講座

本市の教育課題や重点施策を踏まえ，夏季休業中の集中講座として実施。教科指導，学習指導，生徒指導等の分野で内容を吟味し講座を開設。

(6) P T A組織を生かした取組の推進

①学校・家庭・地域の連携

家庭内はもとより，地域において，子どもの健全育成に向けて，きめ細かく子どもたちを見守ることができるように保護者と学校が情報を共有しながら，連携していじめ防止に努めていく。

→ 育成会長会，地区座談会，学年懇談会，見守り隊活動，学校運営協議会

②学校とP T Aが連携したネットトラブルに対する取組

P T Aや関係機関と連携の上，携帯電話やスマートフォン等のインターネットやメール利用に関する研修会を開催する。

2 早期発見の取組

(1) 早期発見のための基本的な考え方

①見えるいじめを見逃さない努力と工夫

いじめには遊びやふざけあいを装って，言葉による攻撃や軽くたたいたり蹴ったりなどの暴言・暴力等を伴って行われる比較的目的に見えやすいいじめがある。こういった目に見えるいじめ，もしくはいじめの芽と思われる行為を発見した場合，その場でその行為をやめさせる。さらにいじめられている児童の話をよく聴くことが重要である。その際，いじめられている側の児童は，加害側の児童との人間関係により，いじめられていることを否定することもあることを忘れてはならない。加害児童とのこれまでの人間関係を洗い出し，被害児童の心情に寄り添って傾聴していくことが重要である。

②見えにくいいじめに気づく努力と工夫

いじめられている児童の発するサインがたとえ小さくても，いじめではないかとの疑いを持って，いじめられた児童の心に寄り添いながら声をかけ，児童の人間関係をつぶさに把握しながら積極的に確認していく。

また，教職員は早い段階から複数で関わり，見て見ぬふりをして軽視することは絶対にあってはならない。

③いじめの早期発見のための対応と取り組み

○いじめに対する認識

・いじめはどの学校でも，どの子どもにも起こり得る問題

○いじめを許さない学校と学級づくり

・児童と保護者に対し姿勢を明確に示す。

○校内生徒指導体制・教育相談体制の再点検

- ・いじめの早期発見・早期対応を実現するために、実情に応じた適切な点検項目に基づく定期的な点検を実施し、点検結果を踏まえた取組の充実と改善を図る。

○実態把握のためのアンケート等の実施

- ・県教育委員会から示されている様式による年2回（6月頃・11月頃）の実施
- ・生徒指導定期調査 第1期（7月）、2期（12月）の報告に結果を反映
- ・長期休業明けの「心のアンケート」や「生活アンケート」等を実施

○いじめ発見のチェックリストの活用と個別相談の実施

- ・県様式や市様式等を参考にして、教職員用と保護者用を作成し配付アンケートと併用しながら意図的・計画的に実態把握し、個別面談を実施

○相談窓口（連絡先）の提供

○児童会を中心とした自主的な取組

○計画的・組織的な校内巡視の実施（組織体制を工夫して児童を見守る時間を増やす）

○学級内の人間関係を客観的にみるQ-U検査の年2回の実施（6月頃・11月頃）

（2）早期発見のための具体的な組織的対応の推進

①学校教職員の情報の共有化

いじめの芽を発見した際には、その情報をいじめの防止に関わる校内組織に報告し、全教職員で情報を共有することが重要である。気になる状況については担任等が一人で抱え込むことなく、管理職に必ず報告・相談することで、組織的な対応を行う。

②学校・家庭・地域との連携

発見したいじめの芽については、学校から家庭に連絡し、指導に協力していただくよう努めていく。

③児童や保護者が相談しやすい環境づくり

ア) 教育相談の活用

複数の教職員により、休み時間や放課後の雑談の中などで児童の様子に目を配ったりする。併せて、教育相談の機会を活用し、児童が日頃から相談しやすい環境づくりに努める。

イ) いじめの実態を把握するアンケートの実施

いじめ実態を把握するアンケートなどにより、児童の声に出せない声を積極的に拾い上げる機会を設定する。また、アンケート調査の後で個別面談等により事実関係をさらに詳しく聴き取っていくなどの工夫が重要である。

学校では、定期的に年に2回（6月と11月）、いじめ早期発見アンケートと面談を用いたいじめの実態把握を行う。

ウ) 相談窓口の設置と周知

児童及びその保護者に、学校の相談窓口の他、県教育委員会の相談ダイヤル・メール相談窓口、鶴岡市教育委員会や鶴岡市教育相談センターの相談窓口等、いつでも誰でも相談できる体制があることを周知し、啓発していく。

3 いじめ発生の場合の適切な対応

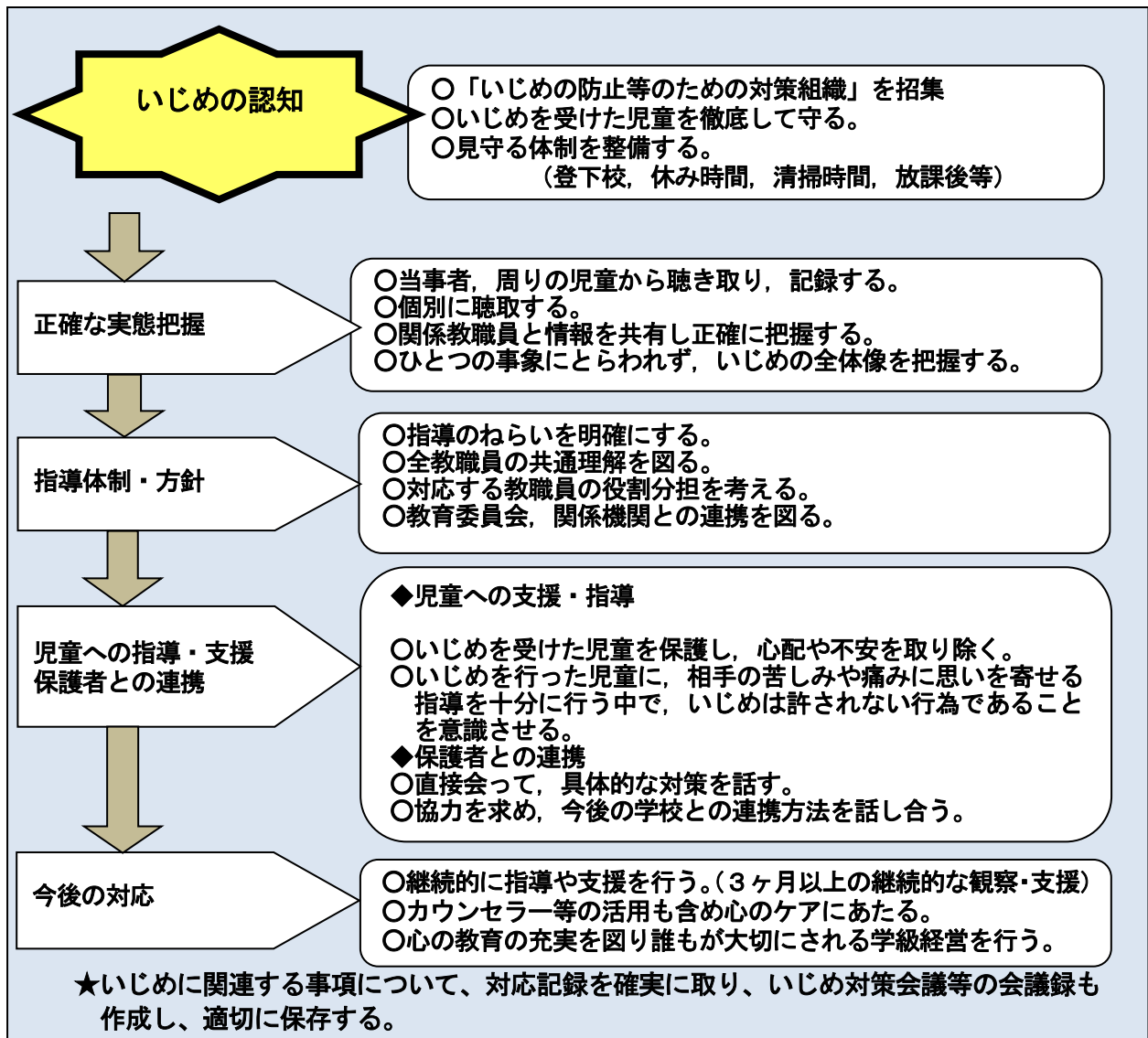
○学校における基本的対応

- ・いじめの発見・通報を受けたときには、特定の教職員が抱え込まず、速やかに法第22条の組織を活用し、全教職員の共通理解の下、組織的に対応すること。
- ・被害児童を守り通すとともに、加害児童に対しては、当該児童の人格の成長に主眼を置き、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導することが大切である。
- ・学校は教育委員会に報告するとともに、事案の内容によっては、児童相談所や警察等の

関係機関とも連携の上対処する。

(1) いじめ対応の基本的な流れ

いじめを認知した場合、躊躇なく校内におけるいじめ防止等に係る組織に報告し、校長のリーダーシップのもと、組織的に事案の対応にあたる。また、校長は事実確認の結果について、責任を持って教育委員会に報告するとともに、被害・加害児童の保護者に連絡する。



(2) いじめ発見時の緊急対応

発見・通報を受けた場合には、速やかに校内のいじめ防止等の対策のための組織に報告し、組織的に対応する。なお、いじめを受けた児童から、事実関係の聴取を行う際、いじめを受けた児童にも責任があるという考え方はあってはならず、「あなたが悪いのではない」ことをはっきりと伝える等、いじめを受けた児童の自尊感情を損なわないよう留意する。また、児童の個人情報の取扱い等、プライバシーにも十分に留意して以後の対応を行う。

把握すべき情報

- ◆誰が誰をいじめているのか？【被害者と加害者の確認・人数等】
- ◆いつどこで起こったのか？【時間と場所の確認】
- ◆どんな内容のいじめか？どんな被害を受けたのか？【態様と内容】
- ◆いじめのきっかけは何か？【背景と要因】
- ◆いつ頃から？どのくらい続いているのか？【期間】

[要注意]

児童の
個人情報
はその取扱
に十分注意！

正確な事実関係を迅速に把握するために、複数の教職員で連携して対応する。

① 事実確認を行うときの留意点

ア) 被害児童に対して

○教師は被害児童の味方に立ち、子どもを支える立場で接する。

○いじめを受けていることを語りたがらない場合は、性急にならずに、気持ちに寄り添って話を聞く。

イ) 加害児童に対して

○いじめと感じていなかったり認めようとしなかったりする場合は、受容的に時間をかけ丁寧に聞く。個別に聴取する。

② 周囲の児童へ

○事実を確認する段階では、安易に善し悪しの判断は伝えない。

○内容に矛盾がないかどうか慎重かつ多角的に検討し、事実関係を明確にする。

○当事者以外から情報提供は、情報源に迷惑がかからないように配慮する。

(3) いじめと認知した場合の対応

①被害児童及びその保護者への対応

ア) いじめを認知した際の対応

いじめを認知した際には、家庭訪問等により、保護者の立場や心情に十分に配慮しながら、その日のうちに迅速に保護者へ現段階での事実関係を伝える。いじめを受けた児童やその保護者に対し、徹底して守り通すことや秘密を守ることを伝え、できる限り不安を除去するとともに、事態の状況に応じて、複数の教職員の協力のもと、当該児童の見守りを行う等、いじめを受けた児童の安全を確保する。

イ) いじめを受けた児童への対応

いじめを受けた児童にとって信頼できる人（親しい友人や教職員、家族、地域の人等）と連携し、いじめを受けた児童に寄り添い支える体制をつくる。いじめを受けた児童が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、必要に応じていじめを行った児童を別室において指導する等、いじめを受けた児童が落ち着いて教育を受けられる環境の確保を図る。

ウ) いじめを受けた児童の保護者への対応

保護者の心情を配慮しながら誠意をもって対応する。事実関係を正確に説明し、誤解を招かないようにする。学校で安心して生活できるようにすることを約束するとともに、具体的な対応と経過については、今後継続して連絡を取り合う中で説明することを伝える。

エ) 自殺につながる可能性がある場合の対応

児童が自殺をほのめかすなど、自殺につながる可能性がある場合、「TALKの原則」(Tell：心配していることを伝える，Ask：自殺願望について尋ねる，Listen：気持ちを傾聴する，Keep safe：安全の確保)に基づき、「絆の回復」「薬物療法」「心理療法」の3つの柱で、チーム対応による長期のケアを行う。

②加害児童及びその保護者への対応

ア) いじめを認知した際の対応

いじめを行ったとされる児童からも事実関係の聴取を行い、いじめがあったことが確認された場合、教育的配慮のもと毅然とした態度で指導する。その際、謝罪や責任を形式的に問うことに主眼を置くのではなく、社会性の向上等、児童生徒の人格の成長に主眼を置いた指導を行うことが大切である。

さらに、事実関係を確認したら迅速に保護者に連絡し、事実に対する保護者の理解や納得を得たうえ、学校と保護者が連携して以後の対応を適切に行えるよう保護者の協力を求めるとともに、保護者に対する継続的な助言を行う。

イ) いじめを行った児童への対応

いじめを行った児童への指導にあたっては、いじめは人格を傷つけ、生命、心身又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の不適切さや責任を自覚させる。なお、いじめた児童が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、当該児童の安心・安全、健全な人格の発達に配慮する。

教育上必要があると認めるときは、学校教育法第11条の規定に基づき、適切に、児童に対して懲戒を加えることも検討する。ただし、懲戒を加える際には教育的な配慮を十分にし、いじめを行った児童が自ら行為の悪質性を理解し、健全な人間関係を育むことができるよう成長を促す目的で行う。また、状況に応じて、学校教育法第35条の規定に基づき、出席停止の適用について教育委員会と協議する。

ウ) いじめを行った児童の保護者への対応

子どもが同じことを再び繰り返さないようにするために、学校と家庭が連携して子どもを育てていく姿勢で保護者に対応する。保護者を責めたり、事実の解明を迫ったりせず、保護者が孤立感をもたないようにすることにも配慮する。

また、保護者が自分の子どもの正当性を主張したり、いじめを受けている子どもに非があると考えたりする場合には、保護者の思いも聞きながら、「いじめは許されないことであり、学校として毅然とした態度で取り組む」ということを理解できるようにする。

③集団へのはたらきかけ

ア) 児童に対する指導

いじめを見ていた児童に対しても、自分の問題として捉えさせる。たとえ、いじめを止めさせることはできなくても、誰かに知らせることが必要であることを理解させ、いじめを傍観することは、いじめを助長することになり、許されない行為であるという自覚を促す。また、はやしたてるなど同調していた児童に対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させる。

さらに、自分がいじめを止めることができず、そのことで自分を責めてしまっている児童がいないか観察・面談を行い、その児童へも対応・配慮を行う。

イ) 保護者に対する啓発指導

場合によっては、PTA、教育委員会等との連携を図り、保護者への説明を行う。その際、個人情報の取扱いに留意しつつ、事案の概要や今後の学校の対応方針等を説

明し協力を求める。

④継続した指導体制の確立

いじめの解決とは、いじめられた児童といじめた児童をはじめとする他の児童との関係の修復を経て、双方の当事者や周りの者全員を含む集団が、好ましい学校生活や学級活動を取り戻し、新たな活動に踏み出すことをもって判断されるべきである。このため、いじめの解決に向けた指導方針や指導体制を確認し、全ての児童が、集団の一員として、互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるような集団づくりに努める。

Ⅲ ネット上のいじめへの対応

1 ネット上のいじめの実態を知る

(1) ネット上のいじめ

ネット上のいじめとは、携帯電話・スマートフォンやパソコン、ゲーム機等を通じて、インターネット上のウェブサイトの掲示板などに、特定の児童の悪口や誹謗中傷を書き込んだり、画像や動画を掲載したり、メールを送ったりするなどの方法により、いじめを行うものである。

(2) ネット上のいじめの類型

ネット上のいじめには様々なものがあるが、手段や内容に着目して、次のように類型化できる。実際のネット上のいじめは、これらに分類したそれぞれの要素を複合的に含んでいる場合も多くある。

①掲示板・ブログ・プロフでのネット上のいじめの事例

- ア) 掲示板・ブログ・プロフへの誹謗中傷の書き込みや個人情報の無断掲載
- イ) 特定の児童になりすましてインターネット上で活動を行う

②メールでのネット上のいじめの事例

- ア) メールを用いた特定の児童に対する誹謗中傷
- イ) 「チェーンメール」や「なりすましメール」による悪口や誹謗中傷

③SNSを利用したネット上のいじめの事例

- ア) SNSを利用しての誹謗中傷の書き込みや画像や動画の送信
- イ) SNSのネットワークのグループ内で「仲間はずれ」を行う

④その他

口コミサイトやオンラインゲーム上のチャットで、個人情報の書き込み、画像の投稿等がある。掲載された個人情報は、情報の加工が容易にできることから、さらに誹謗中傷の対象として悪用されやすい。

2 ネット上のいじめの未然防止

(1) 情報モラル指導の徹底と教員の指導力の向上

- ①教科活動等における児童に対する指導の充実、児童の発達段階に応じた教科、特別活動総合的な学習の時間等を活用しての情報モラル教育の充実に向け、学校体制による意図的、計画的な指導を行う。
- ②児童及び保護者が、インターネットを通じて行われるいじめを防止し、効果的に対処することができるよう、警察署や庄内教育事務所の青少年指導員、教育委員会の指導主事等により、「インターネットの不適切な使用による危険性」について理解を深めるための研修会や講演会を実施し、啓発の充実を図る。

③教員が、インターネット上のいじめの現状などの理解を深めるとともに、トラブルが発生した場合の対応を迅速、確実に行うことができるようにするために、各種研修会等に参加する。

(2) 家庭・地域、PTAとの連携

ネット上のいじめについては学校の取組だけではなく、家庭や地域が連携・協力し未然防止や、早期発見・早期対応へ向けた取組を行っていく必要がある。

① 学校における取組と連携

保護者会や地区座談会等の機会を捉えて、校内における情報モラルに関する指導状況や児童のインターネット利用状況等について、家庭・地域に情報提供を行い、学校と連携してネット上のいじめの未然防止と、早期発見・早期対応に向けた情報共有や相談活動への協力を求めていく。

② 家庭の取組と連携

子どもの発達段階に応じてインターネットの利用に関して家庭におけるルールづくりを行うと同時に、携帯電話やゲーム機等にフィルタリングをかけ、制限していくこと等についてもよく話し合う。このようなペアレンタルコントロールにより、児童がネット上のいじめにおいて被害者にも加害者にもならないよう努めていく。

◆ペアレンタルコントロール

悪影響を及ぼす恐れがある映像ソフト・ゲームソフト・ウェブサイトなどを、子どもが閲覧・利用できないよう、保護者が行う制限。またその機能及びそのような機能を提供するサービスのこと。携帯電話の利用制限を含むこともある。

◆ペアレンタルコントロールの例

- i) 家庭内で情報通信機器利用の約束を決める。
- ii) 保護者による継続的な見守りを行う。
- iii) 危険性の教育を行う。
- iv) フィルタリングの設定を行う。
- v) 表情を見ながらの対話を重視することなどを教える。

上記 i) ～ v) 等により、子どもの発達段階に応じて、情報社会との関わり方を順序立てて教えていく。

③ PTAの取組と連携

PTAにおいては、研修会のテーマにネット上のいじめに関することを取り上げたり、学級・学年懇談会において話題にしたりなどいじめの未然防止に向けた活動を推進していく。

3 早期発見・早期対応

(1) 早期発見への取り組み

① 「ネット上のいじめ」のサインをキャッチするポイント

ネット上のいじめも、現実の人間関係が強く反映されている場合が多くある。平日頃からの児童理解と行動観察による情報の蓄積に加え、いじめ発見のチェックリストやアンケート調査・個別面談等により実態把握に努める。

② 「ネット上のいじめ」についての相談体制の整備

ネット上のいじめはもともとその把握が難しいものであるため、被害を受けている本人が気づかないところで進行する場合もある。このため、学校の相談窓口以外に、県や市の関係機関の窓口や相談ダイヤル等を周知しておくことが必要である。

(2) 早期対応への取り組み

インターネット上の不適切な書き込みや画像・動画の掲載等については、被害の拡大を避けるため、迅速かつ徹底的に削除する措置をとる。特に名誉毀損やプライバシー侵害等があった場合、管理者やプロバイダに対して速やかに削除を求めるなど必要な措置を講じる。こうした措置をとるに当たり、必要に応じて法務局に協力を求める。なお、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに地元警察署に通報し、適切な援助を求める。

① 掲示板への不適切な書き込みや画像・動画の掲載への対応

ア) ネット上のいじめの発見、児童・保護者等からの相談

イ) 書き込み内容や掲載内容の確認

書き込みや掲載のあった掲示板のURL、不適切なメール等を記録するとともに、書き込みや掲載内容をプリントアウトするなどして、内容を保存するようにする。

◆確認する内容 (いじめられた本人や保護者から)

「いつ頃」「誰が」「どのような内容のメールを」「何回くらい」

「それに対してどのような行動をしたか」

ウ) 掲示板等の管理者への削除依頼

メールにより、掲示板等の管理者へ削除依頼を行う。なお、削除依頼の方法は、それぞれの掲示板等によって異なるので、事前に「利用規約」等書かれている削除依頼方法を確認する。削除依頼を行う場合は、個人のパソコンやメールアドレスは使わず、学校等のパソコンやメールアドレスから行うことが適当である。また、削除依頼を行うメールについて、個人の所属・氏名などを記載する必要はない。掲示板等の管理者に、個人情報悪用されることなどが無いよう注意する。

エ) 掲示板等のプロバイダへの削除依頼

掲示板等の管理者に削除依頼しても削除されない場合や、管理者の連絡先が不明な場合などは、プロバイダ(掲示板サービス提供会社等)へ削除依頼を行う。

オ) 削除依頼しても削除されない場合

管理者やプロバイダへの削除依頼をしても削除されない場合には、削除が必要なURLや書き込みNo.などの記載がなかったために、削除されないことがあるので、送信した削除依頼メールに不備がなかったか内容を確認する。不備があった場合には、必要な情報を追加し、削除依頼メールを再送する。それでも削除されない場合は、警察署や法務局に相談するなどして、対応方法を検討する。

② 警察との連携

ネット上のいじめの問題に対し適切に対応していくため、市教育委員会等が中心となって、各地域の状況に応じ、学校警察連絡制度を有効に活用し対応する。

③ 法務局との連携

法務省の人権擁護機関である全国の法務局では、掲示板等を管理するプロバイダ等に対して、削除を依頼する方法や発信者情報の開示を請求する方法など、事案に応じた適切な助言を行っているほか、被害者自ら被害の回復予防を図ることが困難であるような場合は、表現の自由に配慮しつつ、法務局からプロバイダ等に対して削除要請を行っている。学校だけの対応では解決できない場合などは、法務局に相談して対応する。

④ 児童への指導のポイント

児童がネット上のいじめの被害者や加害者とならないために、次のポイントを踏ま

え、児童に対して指導を行う。

- ア) 掲示板やメール等を用いて誹謗中傷の書き込みを行ったり、他人の個人情報や画像等を勝手に掲載したりすることは、法律に違反する行為（刑法第230条「名誉毀損」、第231条「侮辱」など）であり、決して許される行為ではないこと。
- イ) 掲示板等への書き込みなどは、匿名で行うことができるが、調べれば書き込みや画像動画の掲載を行った個人は特定されること。書き込み等が悪質な場合などは、犯罪となり、警察に検挙される場合もあること。また、掲示板等への書き込みが原因で、傷害や殺人などの重大犯罪につながる場合もあること。
- ウ) 掲示板やメール等を含め、インターネットを利用する際には、利用のマナーがあり、それらをしっかりと守ることにより、自らもインターネットのリスクを回避することにつながる。

IV 重大事態への対処

(1) 重大事態の定義

- ①いじめにより児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められる場合。
 - ②いじめにより児童が相当の期間学校を欠席する（年間30日を目安とし、一定期間連続して欠席している場合も含む）ことを余儀なくされている疑いがあると認められる場合。病気やけがなどの正当な理由がなく7日以上連続して欠席している場合には、市教育委員会に報告・相談する。
- ※児童や保護者から「いじめられて重大事態に至った」という申立てがあった場合には、十分な調査等を実施した上でいじめを起因とする重大事態が否かを判断する。

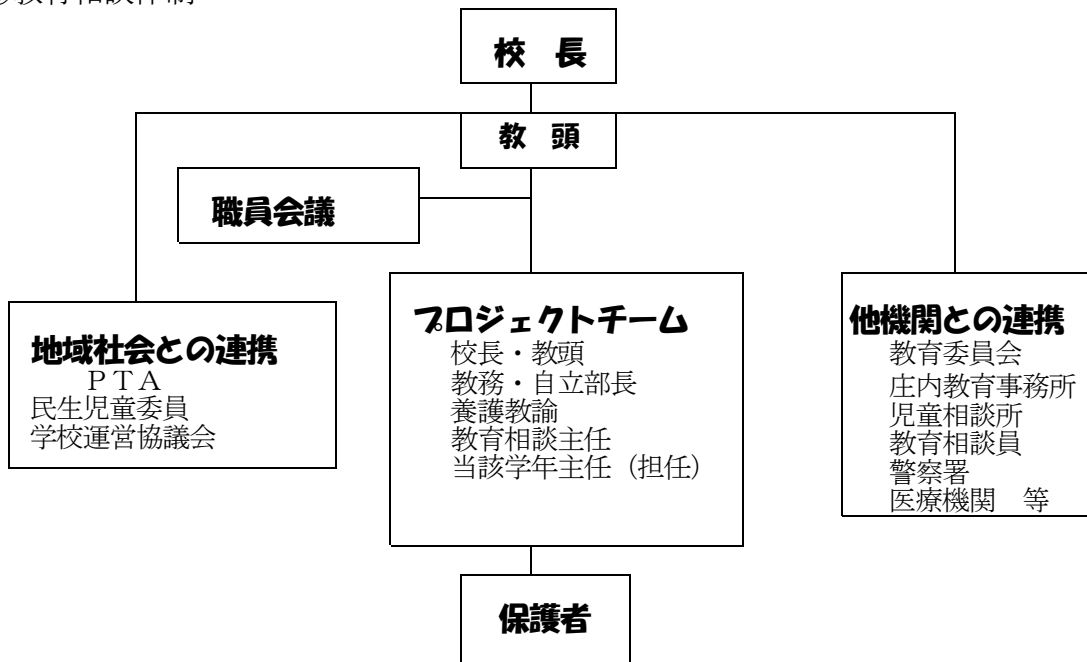
(2) 重大事態への対処

- ①重大事態が発生したと判断した場合は、教育委員会に速やかに報告する。
- ②教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。
- ③上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施するとともに、関係諸機関との適切に連携する。
- ④調査の際、アンケートを実施する場合は、その旨を調査対象の児童や保護者に説明する等の措置を行う。
- ⑤上記調査結果については、いじめを受けた児童及び保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。
- ⑥情報の共有及び提供にあたっては、他の児童のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮する。

V 教育相談体制と生徒指導体制の整備

(1) 教育相談体制と活動計画

①教育相談体制



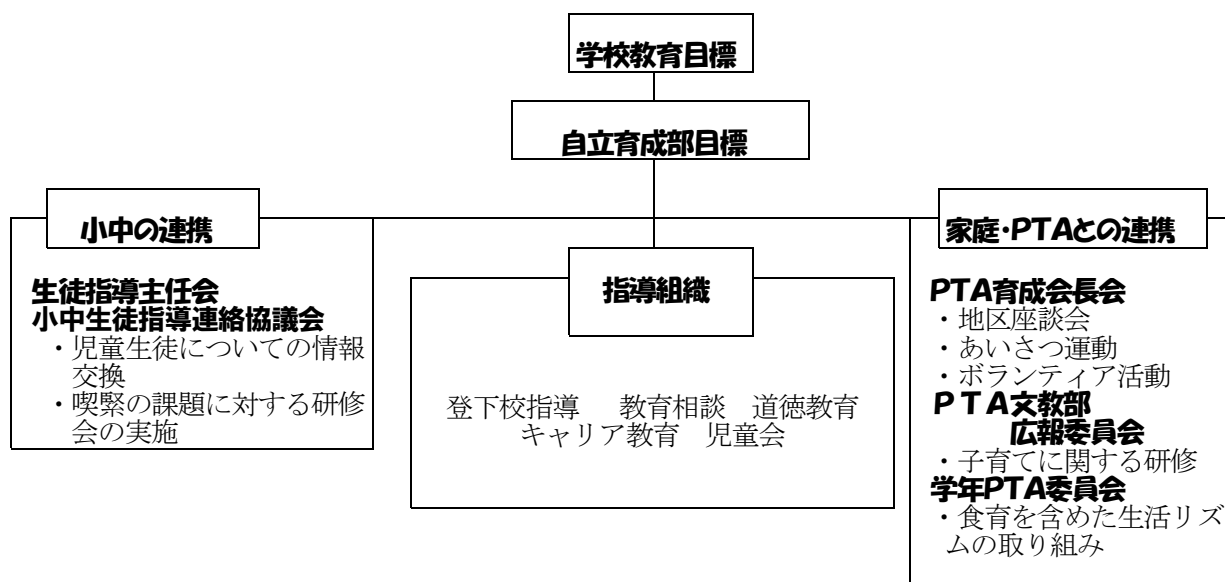
・通常の支援で改善が見られなかったり、他の児童に対しても影響が広がったりする等の緊急性を要する場合は、他機関との連携も含めて、プロジェクトチームを立ち上げながら迅速に対応していく。

・上記指導体制は、「不登校対策委員会」も兼ねる。

② 活動計画

	年 間	週	日
4月	・「いじめ防止基本方針」についての職員研修 ・児童会による啓発活動	・毎週月(火)曜日の打ち合わせ時、「子どもを語る会」で情報交換	・全教育活動で児童理解と適正な支援
5月	・学校運営協議会		
6月	・民生児童委員会 ・Q-Uテスト(1回目) ・いじめアンケート ・いじめ対応会議		
7月	・地区座談会		
8月	・夏休み生活アンケート		
9月			
10月	・学校運営協議会		
11月	・Q-Uテスト(2回目) ・いじめアンケート ・いじめ対応会議		
12月	・学校評価(保護者)		
1月	・冬休み生活アンケート		
2月	・学校運営協議会		
3月			

(2) 生徒指導体制と活動計画



- ・自立育成部のキーワード「あいさつ，主体性，認め合い，感謝」をもとに，各学年で具体的な目標を掲げながら，統一した指導支援に努めていく。
- ・4月の初発指導（生活のきまり，学習態度，生活態度）に力を入れ，基本的な生活習慣の定着を図る。
- ・発達支持的生徒指導を意識し，日常の教育活動にあたる。

- 発達支持的生徒指導（生徒指導提要P 1 3 1 参照）
- ① 「多様性に配慮し、均質化のみに走らない」学校づくりを目指す
 - ② 児童の間で人間関係が固定されることなく、対等で自由な人間関係が築かれるようにする
 - ③ 「どうせ自分なんて」と思わない自己信頼感を育む
 - ④ 「困った、助けて」と言えるような適切な援助希求を促す

- ・児童会でスローガンを立て、「西小 いじめをなくそう 3か条」を合い言葉にし、積極的に啓発活動を行い、実践していく。また、異学年交流を通して、縦割りあそびやあいさつ運動等，子ども同士つながりを大切にしていきながら，児童が主体的に学校生活をよくしていこうとする意欲と実践力を育てていく。

- 西小 いじめをなくそう 3か条
- 1 けらない たたかない 悪口を言わない
 - 2 みんなで仲良く遊ぼう
 - 3 うれしいことをされたら 気持ちのいい「ありがとう」を言おう

VI 校内研修

(1) 児童理解

- ・週1回の打ち合わせ後に「子どもを語る会」を行い、学級の状況や気になる子どもを出し合いながら、全職員が子どもを見るといった視点で早期発見と組織的な対応に努めていく。

(2) いじめ問題等の生徒指導に関する研修（ネット関係、非行、事故防止等）

- ・生徒指導に関する研修やいじめアンケートでまとめた資料をもとに、校内で研修する場を設けていく。

VII 学校評価と教員評価

1 学校における点検・評価

(1) 学校評価を通して

学校は、学校評価においていじめ問題を取り扱うにあたっては、下記のことについて留意して行うものとする。

- ①学校評価の目的を踏まえ、いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、問題を隠さず、その実態把握や対応が促されるよう、以下の項目を参考に、児童や地域の状況を十分踏まえて目標を立て、目標に対する具体的な取組状況や達成状況を評価し、評価結果を踏まえその改善に取り組むこと。

- ・学校におけるいじめへの対処方針や指導計画を明確にしているか。
- ・日頃より、いじめの実態把握に努め、児童生徒が発する危険信号等を見逃さないようにして、いじめの早期発見に努めているか。各学級の状況を学校組織として共有できているか。
- ・学校のいじめ防止基本方針や取組みについて、保護者や地域と共有し、理解や協力を得ているか。
- ・いじめが生じた際に、学校全体で組織的に迅速に対応する体制が整備されているか。

- ②学校におけるいじめの防止等の対策のための組織は、学校基本方針の策定や見直し、学校で定めたいじめの取組が計画どおりに進んでいるかどうかの点検や、いじめの対処がうまくいかなかったケースの検証、必要に応じた計画の見直しなど、学校のいじめ防止の取組みについてPDCAサイクルで検証を行うこと。

(2) 教員評価を通して

学校は、教員評価においていじめ問題に関する目標設定や目標への対応状況の評価を取り扱うにあたっては、下記のことについて留意する。

- ① いじめの有無やその多寡を評価するのではなく、日頃からの児童生徒の理解、未然防止や早期発見、いじめが発生した際の問題を隠さず、迅速かつ適切な対応、組織的な取組等を行っているかを評価すること。
- ② 学級の実態に基づく評価結果を踏まえ、その改善に取り組んでいるかを評価すること。

VIII その他

(1) 基本方針の見直しに関すること

学校は、市教育委員会の基本方針や、国や県の基本方針の変更等を勘案し、学校の基本方針の総点検を行い、必要があると認められたときは、その結果に基づいて改訂の措置を行う。

(2) 学校におけるいじめ防止問題対策につながる特色ある教育活動について

ボランティア活動、福祉活動の充実、勤労・奉仕活動、キャリア教育の推進、児童会活動におけるゲーム集会等